

燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年燕市条例第34号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

(燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年燕市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加える。

第3条第2項中「事故」を「事由」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、職務、住民福祉のための地域活動若しくはボランティア活動中の過失による事故又は過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第2条 燕市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。